

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- |   |            |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式     |

質問件名 行政不服審査会の利益相反と言える問題はどうか

質問要旨

令和5年3月3日定例会での一般質問と同3月7日の一般会計予算特別委員会等において、市の行政不服審査会の委員長と副委員長が市の顧問弁護士を務められていることは利益相反に当たるものではないか、公平中立な審査ができるとは考えられない、という趣旨の質問を行った。それに対して一般会計予算特別委員会で「請求者の目線からすると、そういった疑念を抱かれる可能性があるのだらうと思いますので、その点に関しては他市の状況なども少し確認させていただきたい」という答弁があった。その後の状況について質問する。

1. 市の行政不服審査会の委員長と副委員長は市の顧問弁護士であるため利益相反で公平中立な審査ができないとの趣旨で指摘したが、これについて、その後、どう検討し、どう対応したか。
2. 市の顧問弁護士2名それぞれについて、市の顧問弁護士を務められた経歴(何年から何年・年数)、及び行政不服審査会の委員長と副委員長を務められた経歴(何年から何年・年数)は。
3. 令和4年度までの5年間で、各年度の次の数値を簡潔に(用語も含めて簡潔に)教えていただきたい。①行政不服審査法の規定に基づく不服申立てによる審査請求の請求件数、②主管課(処分庁)における再検討開始から諮問するまでの期間(平均日数、最短日数、最長日数)、③再検討の結果、却下され審査会に諮問しなかった件数、④再検討の結果、公開決定等を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開した件数、⑤②で諮問された時から審査会に諮問されて審査会に諮問され、その回答が請求者に伝えられるまでの期間(平均日数、最短日数、最長日数)。なお、例えば②で求めている諮問するまでの期間など、内部で違う期日のデータを所有している場合はそれでもよく、その旨の説明を求める。
4. 令和5年3月7日の一般会計予算特別委員会で、市の顧問弁護士2名が行政不服審査会の役員(や委員)を務めていることについては、状況によっては利益相反が生じる場合があり得るため、利害関係が生じる場合には調査審議には関与しないようにしていると答弁している。しかし市を守る立場の顧問弁護士が、行政不服審査請求に対し、なるべく市が訴えられないよう、又は訴えられても敗訴しないよう等の対応をすると考えるのは自然なことである。これは利益相反の状況にあるのではないか。市の見解は。
5. これまでに行政不服審査請求がなされた後に市が訴えられる事例はあったか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 8 月 28 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【     】
